

# お取引時確認の取扱い方法の一部変更について (平成28年10月1日より)

当組合では、「犯罪による収益の移転防止法に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」といいます)に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類の提示と、ご職業、お取引を行う目的などの確認(「お取引時確認」といいます)をさせていただいておりますが、犯罪収益移転防止法の改正により、平成28年10月1日から、取扱いが一部変更になります。ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## お取引時確認の対象となる取引

- ① 口座開設、貸金庫等のお取引を開始される時
- ② 200万円を超える現金のお預け入れまたはお引き出しに係るお取引をされる時
- ③ 10万円を超える現金によるお振込みや料金収納等
- ④ 融資取引等

※これらのお取引以外にもお取引時確認が必要となる場合があります。

## 主な変更点

- ① 顔写真の無い本人確認書類(健康保険証、年金手帳等)の取扱いの変更
- ② 法人を代表して取引を行う担当者の方の確認方法の変更
- ③ 法人の実質的支配者の確認方法の変更
- ④ 外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認の追加
- ⑤ 公共料金、入学金等を現金納付する際のお取引時確認の簡素化

※これら以外にも変更点はございますが、主なもののみ記載しております。

### ① 顔写真の無い本人確認書類(健康保険証、年金手帳等)(※1)の取扱いの変更

お客様の氏名・住居・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いいたします。

本人確認書類	改正前 (平成28年9月30日まで)	改正後 (平成28年10月1日以降)
各種健康保険証 国民年金手帳 母子健康手帳 児童扶養手当証書 等	原本を提示	原本を提示 + 他の本人確認書類 または 現住所の記載のある補完書類(※2) の原本を提示(※3)

(※1) 運転免許証・パスポート等の顔写真のある本人確認書類は、今まで通り、単独でのお取扱い可能。

(※2) 公共料金の領収書等(電気・ガス・水道)で、領収日付等が6ヶ月以内のものに限ります。

(※3) 追加の確認資料のご提示をいただけない場合、郵送による確認をさせていただきます。

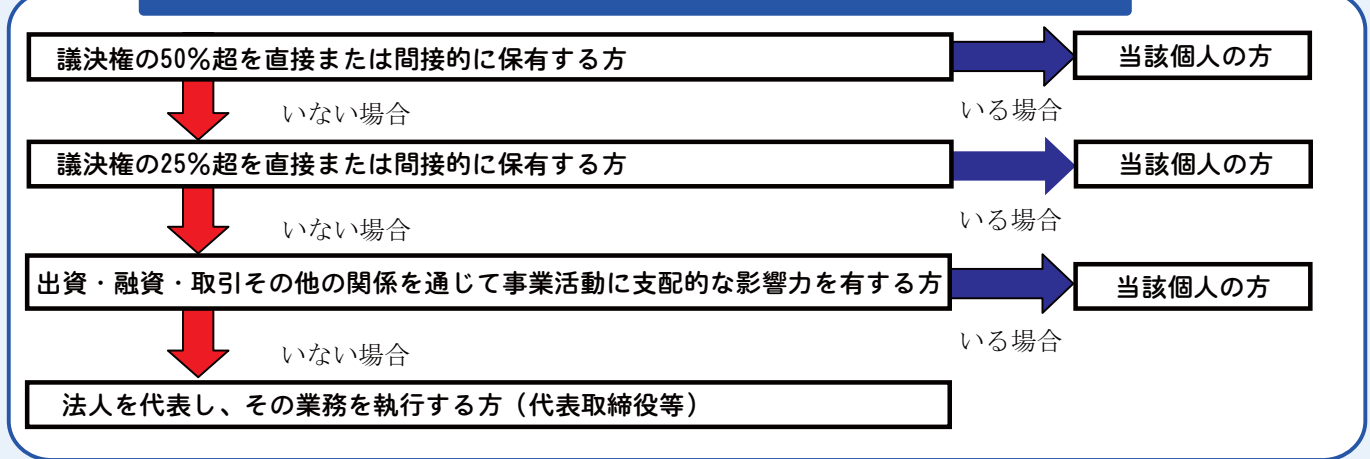
### ② 法人を代表して取引を行う担当者の方の確認方法の変更

改正前 (平成28年9月30日まで)	改正後 (平成28年10月1日以降)
社員証等、法人の役職員であることを示す書面を有していること	社員証等、法人が発行する身分証明書は使えなくなります
取引を行う担当者の方が法人の役員として登記されていること	取引を行う担当者の方が法人を代表する権限を有する役員として登記されていること
取引を行う方が法人のために取引の任にあっていることを証する書面(委任状等)を有していること	変更なし
取引を行う方が法人のために取引の任にあっていることを訪問や電話連絡等で確認できること	

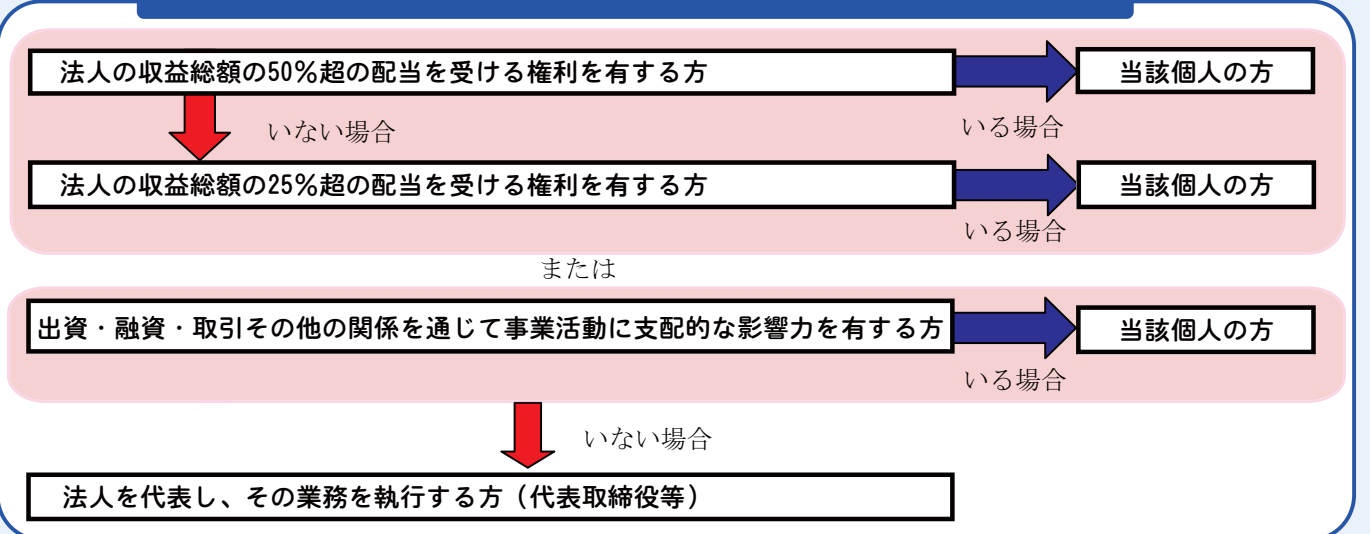
### ③法人の実質的支配者の確認方法の変更

お取引の際、法人の実質的支配者に該当する個人の方の本人特定事項を確認させていただきます。

#### 資本多数決法人の場合（株式会社、有限会社、投資法人等）



#### 資本多数決法人以外の法人の場合（合名会社、合資会社、合同会社等）



### ④外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引に係る確認の追加

外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示や、資産・収入の状況の確認が必要となります。

#### 《追加のご対応が必要な取引》

外国政府等において重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方）及びその家族の方並びにこれらの方が実質的支配者である法人の取引

#### 《外国政府等において重要な公的地位にある方について》

外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方（過去にその地位にあった方も含みます）  
※総領事・領事は対象外です

### ⑤公共料金、入学金等を現金納付する際のお取引時確認の簡素化

下記の公共料金、入学金等を現金納付する際のお取引時確認が不要になります。

公共料金	電気、ガス、水道料金 ※税金収納は従来通りお取引時確認不要です
入学金・授業料等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院含む）、高等専門学校に対するもの等